

第3回会合における主な議論(財務)について

1 全体的な考え方について

- ◆「条例にゆだねる」という総論については、あまり反対するところはないと思うが、議論の前提として、予算や契約に対する基本的な大きな考え方については、法律等である程度規定していったほうがいいのではないか。
- ◆財務会計制度は、大きな方向性は自由化ではなく、標準化、統一化ということをもっと考えるべきではないか。これからICT、クラウドというような概念が入ってきて、作業の効率化を進めようという場合に、財務会計制度がそれぞれ異なっているということは必ずしも得策ではないのではないか。また、住民にとってもプラスにはならないのではないか。
- ◆現行制度では、実務上の問題点に対応できていない部分もあるので、不都合な部分については相当丁寧な自治体などからのヒアリングに基づいて見直すことが大事ではないか。
- ◆会計基準あるいは財務会計慣行の基本となるように、「各自治体は公正なる会計慣行を斟酌しなければならない」という原則を地方自治法に規定してはどうか。

2 予算書・決算書の様式について

◆予算書・決算書の様式の自由化については、例えば地方公共団体間の比較をする際の統計をどのようにとるのかという問題や、監査を共同で行う団体を設置するとした場合に統一指標ができないというような課題もあるのではないかな。

◆運用上わかりやすい財務諸表を作成する等の工夫は現行制度でも可能であるので、市民への説明をわかりやすくする工夫は積極的に取り入れていくような方向で考えれば良いのではないかな。

◆プロジェクト別会計とか、民間等でもあるような管理会計的手法というものが無いので、こういったものをもっと積極的に入れていけばいいのではないかな。

◆決算調書様式の自由化ということについては、一定の基準で全ての団体がつくっているので比較可能性等の点では非常に重要である。それに加えて各自治体が独自に工夫して予算書・決算書の帳票というものを作成することを考えてはどうか。その結果、各自治体の特色あるアニュアルレポートが作成できるのではないかな。

◆債務負担行為については、実際には、将来間違いなく債務を負担しなければならないと確定している債務負担行為と、将来負担するかどうかはわからないものとあるが、両者が一律に債務負担行為という概念で大きくくりで扱われていることについては、自治体の予算編成の担当者は違和感があるのではないかな。

3 会計年度について

◆例えば地方財政計画の策定などを通じ、地方財政は国の財政と密接に関わっているが、地方公共団体の会計年度を柔軟化するという場合、国との関係で地方の側に不都合はないのか。

◆予算執行上の問題点として指摘される点については、例えば補助金の交付決定が非常に遅い、繰越しが認められない等の会計年度そのものの問題だけではない要因が結構多いので、会計年度の柔軟化を検討する際には、そのあたりをどう整理できるかというアプローチも大事なのではないか。

4 歳入歳出科目について

◆予算科目の弾力化については、統一性という視点で見れば様式等はある程度国の法令で規定したほうがいいのではないか。他方、予算統制という視点で見れば、それぞれの自治体ごとに決めるという判断もあり得るが、その場合にも基本的な考え方は法律で決めておく必要があるのではないか。

◆単に自由化すれば何でも解決するという問題ではなく、特に財務会計などは、民間企業もすべての会社が自由に勘定科目を決めているわけではないので、自治体間の比較等の観点から一定の規定を設けて比較できるようにする必要があるのではないか。

5 契約について

- ◆低入札価格調査制度の対象を物品購入まで拡大するという点については、履行確認等が物品等はずぐできるという前提に立つと理由がないのではないか。
- ◆物品等の低入札価格調査制度については、物品の価格の積算根拠の調査が困難なので、低入札価格調査制度の範囲等をむやみに広げても逆に運用が厳しくなってしまうのではないか。
- ◆自治体の現場では不都合を感じているので、年度開始前の入札の容認については検討すべきではないか。
- ◆随意契約の範囲の拡大については、慎重にならざるを得ないのではないか。小規模な団体では、あえて高いとわかっていても地元調達しなければいけないというような場面もあり、どうやって整合性をとるかが問題となるのではないか。
- ◆民間企業で物品を納入するときは競り下げということをやっているが、物品については自治体もこういう方法の場合によっては導入してもいいのではないか。

6 債権の強制徴収制度について

- ◆強制徴収できる債権については、滞納処分等の強制徴収の手続きによるほうが早く債権を処理できるが、それにもかかわらず裁判による方法も認めるというのは必要性が疑問である。
- ◆滞納処分等の強制徴収が行える債権の範囲が地方公共団体の債権全体をカバーしていないが、その範囲を広げて手数料等についても滞納処分等の対象にすることについてどう考えるか。